

フロン排出抑制法施行のお知らせ

メール案内でも配信しておりますが、H27年4月から施行されましたのでお知らせ致します。

業務用(第一種特定製品)のエアコン、冷凍・冷蔵機器の管理者・所有者に対して、機器及びフロン類の適切な管理を課した法律です。

「機器の点検」「点検等の記録の保存」「フロン類算定漏えい量の報告」

上記3点が義務付けられました。各加盟店様に於いては下記2点をご確認ください。

①店舗で使用しているエアコンの点検

業務用で7.5Kw以上50Kw未満の業務用エアコン(第1種特定製品)は3年に1回以上点検を行う必要があります。

※お使いのエアコンが何Kwあるかは室外機の銘板をご覧くださいと書いてあります。

第1種特定製品とは業務用エアコンで冷媒としてフロンが使用されている物です。一般家庭用ルームエアコンをお使いの加盟店様には、本法律は関係ありません。

②業務用エアコン買取の際の注意

フロンガスを流出させないことはもちろんですが、点検記録が付属している場合はそれも引き取り、次の方に販売する際にこの書類を引き継いでいかなければなりません。

※廃棄エアコンの場合、フロンガスの回収は都道府県に登録された「第1種フロン類充填回収業者」へ委託する義務があります。

「管理者」とは原則として「当該商品を所有する者(所有者)」とあります。テナント営業されている店舗で、もともとエアコンが設置されていた場合は建物の所有者に点検の義務が発生します。ただし契約で「保守・修繕の責務を所有者以外が負う」と明記されている場合は借主が行う事になります。借主がエアコンを購入設置された場合は購入者(借主)が点検の責任を負うこととなります。



当法律に関する政府発行の冊子を本部にてご用意しております。ご希望の際は本部までご連絡ください。

点検業者は「十分な知見を有する者」と書かれていますので、「日本冷凍空調設備連合会」に加盟している業者もしくはメーカー等信頼できる業者に依頼して下さい。
 <点検お問合せ先> ●ダイキンコンタクトセンター 0120-88-1081 ●三菱電機ビルテクノサービス 0570-783-194 ●東芝キャリア株式会社 0120-1048-00 ●日立アプライアンス株式会社 0120-649-020

ショッピングカート内にて過去に無償配布にてお配りした販促品もお買い求め頂けるようになりました!

新入荷商品のご案内



かんてい局・買取専門・総合リユース
オリジナルボックスティッシュ
24,000円(税抜)/100個

かんてい局・リサイクルマート
オリジナルうちわ
10,000円(税抜)/100枚

かんてい局・リサイクルマート
オリジナル販売のぼり
1,500円(税抜)/1枚

既に加盟店の皆様もご存知のように、7月1日から、加盟店様専用ショッピングカートの運用を開始致しました。7/1受付分より従来のFAX、メール等でのご注文に関しましては、別途事務手数料として、540円(税込)をご請求させて頂いております。本部と致しましては、今後も商品の拡充を予定しております。是非、加盟店様向けショッピングカートの商品の仕入れ先の一つとしてご活用ください。

アンケート実施のお知らせ

8/20にショッピングカートについてのアンケートを実施させて頂きます。加盟店の皆様からの声をお寄せください。ご協力の程、よろしくお願い致します。